

優遇世帯について（抽選番号2個）

優遇申込みの際は、「募集のしおり」の13～14ページの申込整理票、ハガキ④と⑤に併せて、下記の書類の提出が必要です。 ※優遇申込みで必要書類がない申込みは、全て「一般」申込みとなります。

世帯内に障がい者の方がいますか	はい	1.障がい者とは ①身体障がい者(1～4級) ②精神障がい者(1～3級) ③重度または中度の知的障がい者(A1～B2級) ④戦傷病者(手帳保持者)	1.障がい者 障がい者手帳の写し
いいえ			
ひとり親(母子・父子)世帯ですか	はい	2.ひとり親(母子・父子)とは ①配偶者と死別、または、離婚して再婚していない世帯 ②非婚母子・父子世帯 ③DV被害者世帯 ※沖縄県女性相談所等からの証明、裁判所の保護決定命令書(写し)、条件を満たした民間支援団体が発行した「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」等	2.ひとり親(母子・父子) 戸籍とう本(配偶者がいないことの確認)
いいえ			
生活保護を受けていますか	はい	3.生活保護とは 生活保護を受けている世帯	3.生活保護 生活保護受給証明書
いいえ			
「高齢者」に該当しますか	はい	4.高齢者とは ①全員が60歳以上の世帯 ②60歳以上の方とその配偶者の世帯 ③60歳以上の方と18歳未満の方で構成される世帯(※3)	4.高齢者 住民票とう本(特別)(60歳以上・18歳未満の確認)
いいえ			
「海外引揚者」に該当しますか	はい	5.海外引揚者とは 海外引揚者で、引揚から5年を経過していない方がいる世帯(※1)	5.海外引揚者 海外引揚証明
いいえ			
ハンセン病療養所入所者等に該当しますか	はい	6.ハンセン病療養所入所者(※2)	6.国立ハンセン病療養所等の長の証明
いいえ			
「多子世帯」に該当しますか	はい	7.多子世帯とは 現在、18歳未満の子を3人以上扶養している世帯※胎児は除く	7.多子世帯 住民票とう本(特別)(18歳未満の確認)
いいえ			
上記のどれにも該当しませんか	はい		
いいえ			
一般			

優遇（当選倍率優遇措置対象者）

(※1) 中国残留邦人等(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第2条第1項及び第6条第2項に規定する者)に関しては、帰国後5年を経過していたとしても優遇申込の対象者となる。

(※2) 「らい病予防法の廃止に関する法律」より「らい予防法」が廃止されるH8.3.31までに、国立ハンセン病療養所、その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者であって、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行日(H13.6.22)において生存している者。

(※3) ・「18歳未満」とは、平成21年4月2日以降に生まれた方が対象です。
・「60歳以上」とは、昭和41年4月1日以前に生まれた方が対象です。

添付書類は、令和8年10月1日以降に発行されたものが必要です。
提出する書類は「マイナンバー(個人番号)」が記載されていないものが必要です。